

租 税 条 約 特 集

◆ ◆ ◆
前主税局参事官
(主計局主計官(外務・経済協力・経済産業))
武内 良樹

1. 我が国の租税条約ネットワーク

財務省がその内容に大きく関与している条約に租税条約がある。現在までに我が国は45本の租税条約を締結しており、これらの租税条約は56カ国に適用されている。適用されている国数が条約数を上回っているのは旧ソヴィエト連邦との間の租税条約がロシアをはじめウクライナ、ウズベキスタン等の11カ国に継承されていること、及び旧チェコスロヴァキア共和国との間の租税条約が現在はチェコとスロヴァキアの両国に継承されていることによるものである。

2. 租税条約の役割

租税条約の正式名称は「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と〇〇国政府との間の条約」である。このことから明らかなように、租税条約に期待されている第一義的な役割というのは、両国がそれぞれの課税権を確保しつつ、二重課税を回避し、脱税を防止することにある。

このため、租税条約には、①両国間での二重課税のリスクを可能な限り軽減するため、それぞれの国の課税範囲を明確にする内容の規定、②租税回避行為の防止や租税条約の濫用（トリーティー・ショッピング）といった不正行為に対処するための規定、及び③これらを実現するための税務当局間の情報交換、相互協議に係る規定、などが主な規定として盛り込まれているのである。

また、租税条約には、このような役割とあわせて、これと表裏一体の関係にあるもう一つの重要な役割が期待されていると考えられ

(資料) 我が国の租税条約ネットワーク

(45条約、56カ国適用／平成18年7月現在)



(注) 1.a 旧ソ連との条約が承継されている。b旧チェコ・スロバキアとの条約が承継されている。
 c 香港、マカオには適用されない。dフィジーにはイギリスとの原条約が承継されている。
 2.イギリス、インドとは条約改正につき本年5月に国会にて承認済み。インドについては6月末に発効済みであり、イギリスについては今後、外交上の公文の交換を経て発効される。
 3.先般、フランス、フィリピンとの条約改正交渉が基本合意に達したところである(7月18日に公表)。
 4.現在オランダと条約改正交渉中である。

る。租税条約の規定をみると、利子、配当、使用料などの投資所得をはじめとする大半の所得について、源泉地国での課税権を抑制しようとする内容となっている。これは、源泉地国での課税が少ないほど二重課税のリスクが減少するといった意義を持つのみならず、課税権を源泉地国ではなく居住地国に傾斜配分することにより、両国間の投資交流の促進を図ろうとしていることをも反映していると考えられる。すなわち、租税条約は、両国間の投資交流、技術移転などを促し、もって両国経済の活性化に資するという政策意義を有しているのである。

このように、租税条約というのは、国際的な経済活動を支える重要なインフラとして機

能しており、経済のグローバル化・電子化などによる各国経済の複雑化、緊密化が進む中で、我が国経済の活性化の観点からもますます重要な役割を担ってきている。

3. 以下の原稿では、租税条約について、最初に交渉相手国の選定に際しての視点を紹介した上で、今年の通常国会を通過し、本年中に発効する日・英租税条約、日・印租税条約の概要を解説し、最後に、本年7月に基本合意に達した日・比租税条約、日・仏租税条約のポイント(プレス・リリース)を添付することとする。これを機会に皆様の租税条約に対する関心が少しでも高まれば幸いである。

(平成18年7月記)